

空堀川流域広域雨水整備検討協議会設置要綱(案)

(目的)

第1 近年の豪雨形態の変化や都市化の進展、平成28年8月に発生した台風等による浸水被害及び、平成29年3月30日付「空堀川流域の雨水対策について(要請)」(立川市長、東大和市長、武蔵村山市長)を踏まえ、空堀川流域の広域的な雨水整備について、都及び各市が取り組むべき内容を検討するため「空堀川流域広域雨水整備検討協議会(以下、「協議会」という。)」を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 空堀川流域の広域的な雨水整備に関する、公共下水道と流域下水道の比較を含む技術的な調査、並びに計画検討
- (2) 前号に基づく事業のスキーム、規模、工程及び財源内訳などの検討
- (3) その他、前2号の実施に関し必要な事項

(構成)

第3 協議会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には協議会を補佐するために幹事会を設け、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

(協議会)

第4 協議会の座長は、東京都都市整備局都市基盤部長をもって充てる。

- 2 座長は、必要に応じて協議会を招集し、会議を主宰する。
- 3 座長に事故があるとき、座長があらかじめ指定する者が、その職務を代行する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、別表1に掲げる構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5 幹事会に幹事長を置き、東京都都市整備局都市基盤部施設計画担当課長をもって充てる。

- 2 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、会議を主宰する。
- 3 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指定する者が、その職務を代行する。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、別表2に掲げる構成員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第6 会議は非公開とする。

- 2 会議資料及び議事録は、原則公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(事務局等)

第7 協議会及び幹事会の事務局は東京都都市整備局都市基盤部調整課、東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課とし、開催の通知等は東京都都市整備局都市基盤部調整課が、それ以外の庶務は東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課において処理する。なお、東京都下水道局は、協議会における技術的な調査・計画を市町村への技術支援という位置付けで実施する。

(その他)

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月9日から施行する。

別表1 協議会委員

東京都都市整備局都市基盤部長

東京都下水道局流域下水道本部技術部長

立川市環境下水道部長

東大和市都市建設部長

武蔵村山市建設管理担当部長

別表2 幹事会委員

東京都都市整備局都市基盤部施設計画担当課長

東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課長

立川市環境下水道部下水道工務課長

東大和市都市建設部下水道課長

武蔵村山市都市整備部道路下水道課長